

令和4年12月21日

一般社団法人岐阜県医師会長  
一般社団法人岐阜県病院協会長

} 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長  
感染症対策推進課長

### 年末年始の医療提供体制の確保について

このことについて、年末年始は、各医療機関において、平時と異なる体制がとられることを踏まえ、年末年始における新型コロナウイルス感染症対応を含めた医療提供体制の確保について御協力願います。

また、医療機関、医師会及び消防機関との連携を図り、救急医療体制の確保に努められますよう、お願ひいたします。

なお、下記の事務連絡を参考としてください。

#### (参考)

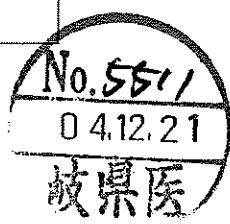
「年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひつ迫回避等のための取組について（依頼）」（令和4年12月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001024242.pdf>

「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について」（令和4年4月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932757.pdf>

岐阜県健康福祉部	
医療整備課医療整備係	乾、中村
TEL 058-272-1111 (内線 2588)	
感染症対策推進課感染症対策第一係	
TEL 058-272-1111 (内線 2549)	平岡、高柳



事務連絡  
令和4年12月14日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひっ迫回避等のため  
の取組について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県におかれでは、年末年始も見据えた保健・医療提供体制の整備に努めていただいているところですが、年末年始においても、発熱等のある患者に適切に対応できる体制の確保・維持が重要です。

については、引き続き、外来医療体制や入院体制の確保・維持に取り組んでいただくに当たり、特に留意されたい事項等について取りまとめたので下記のとおりお示します。

記

1. 年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保

(1) 保健・医療提供体制の確保について（再周知・依頼）

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保については、主に以下の事務連絡において具体的な取組を示しているところであり、年末年始においても保健・医療提供体制に支障が生じることのないよう、地域の実情に応じて、体制確保の取組を行い、万全を期していただきたいこと。

- ・「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001019357.pdf>

- ・「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015316.pdf>

- ・「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001019522.pdf>

## （2）年末年始における巡回診療の取扱いについて（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」（令和2年3月25日付け事務連絡）等においてお示ししているところである。

年末年始においては、医療機関の診療体制が通常とは異なる中で、同時流行も見据えた外来医療体制等を確保する観点から、数日間連続して巡回診療を行う場合には、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の記第一の二の「移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反覆継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこと。

## 2. 救急医療のひっ迫回避等のための取組

### （1）休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について（依頼）

「休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けっていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）」（令和4年12月2日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の集約・周知状況について別紙の様式に記入いただき、令和4年12月20日（火）までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班宛て回答すること。

### （2）同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について（周知）

「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（同年11月4日一部改正））において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底

を依頼しているところ、今般、その周知に係る新型コロナ感染症緊急包括支援金の適用等について、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第7版）について」（令和4年12月12日付け事務連絡）において示したので、当該事業も活用しながら、相談体制の強化を図っていただきたいこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001023132.pdf>

以上

[照会先]

- 1 (2) 年末年始における巡回診療の取扱いについて

医政局総務課

メールアドレス：[Isei\\_soumu@mhlw.go.jp](mailto:Isei_soumu@mhlw.go.jp)

- 2 (1) 休日夜間急患センター・在宅当番医制の受診に資する情報の

集約・周知状況について

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医療班）

メールアドレス：[corona-houkoku@mhlw.go.jp](mailto:corona-houkoku@mhlw.go.jp)

- 2 (2) 同時流行に備えた相談体制の周知徹底に係る財政支援措置について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金担当

メールアドレス：[ncov-koufukin@mhlw.go.jp](mailto:ncov-koufukin@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和4年4月13日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局

ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について

医療機関や自治体、保健所の職員の皆様をはじめ、一連の新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれでは、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心より感謝いたします。

現在、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（令和4年3月18日付け事務連絡）に基づき、保健・医療提供体制の対策徹底・強化に係る取組をお願いしているところです。

また、各都道府県におかれでは、例年、ゴールデンウィーク等の連休時であっても、必要な医療提供体制を確保していただいているものと承知しておりますが、3月21日をもって、まん延防止等重点措置について全面解除となった後、直近の1週間では、全国の新規感染者数の増加傾向が続いていること（令和4年4月13日時点での厚生労働省アドバイザリーボードにおける評価）を踏まえると、連休時においても新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の増加が想定されるため、引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することが重要です。

つきましては、特に高齢者施設等における医療支援の更なる強化をはじめとした流行再拡大への対応のため、保健・医療提供体制の対策を徹底・強化するとともに、連休時においても各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、各都道府県におかれでは、下記に記載の内容について、必要に応じて、保健所設置市及び特別区を含む基礎自治体、都道府県医師会、郡市区医師会を含めた関係者と十分な協議を行っていただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

- ① 連休時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関や新型コロナウイルス感染症疑い救急患者や入院患者の受入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行っておくこと。
- ② 受診・相談センターについては、全都道府県で夜間・土日も含め 24 時間対応可能な体制を整備いただいているところであるが、新型コロナウイルス感染が疑われる方が即座に相談できる体制を確保できるよう、必要に応じて体制を拡充するとともに、連休時においてもその体制を引き続き確保すること。  
なお、各医療機関において、通常の夜間・土日と異なる体制がとられることが想定されるため、連休時の受診、電話相談、受診調整に対応可能な医療機関を事前に調整のうえ、確保しておくこと。また、発熱患者等が円滑に相談できるよう、連休時に連絡可能な相談窓口等の公表についても検討すること。
- ③ また、急な感染拡大に備え、確保病床や、臨時の医療施設・入院待機施設について、即座に稼働できるよう、必要な準備を確認しておくこと。加えて、地域の実情に応じた病院毎の役割分担の明確化や関係者の連携、新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整等について、連休前に改めて確認をしておくこと。さらに、救急搬送困難事案が下げ止まっている状況を踏まえ、連休時における救急搬送受入体制を構築すること。
- ④ 物資については、連休時においても医療関係物資の需給の逼迫状況に応じて都道府県等の備蓄品等を必要とする医療機関に迅速に供給するため、必要に応じて備蓄品等を買い増すとともに配達体制を確保しておくこと。
- ⑤ P C R 検査等の検査の体制については、連休時においても、必要な検査を迅速に行える体制を整備する必要がある。このため、「ゴールデンウィークにおける新型コロナウイルス感染症に係る P C R 検査等の体制整備について（協力依頼）」（令和 4 年 4 月 12 日付け事務連絡）において、民間検査機関に対し、連休時においても、需要に応じた検査が受託できるよう体制を整えること等を依頼している。各自治体においては、あらかじめ、民間検査機関等に対して連休時における検査数の予測を伝達したり、民間検査機関から医療機関等への検査結果の報告に遅れが生じないような体制を整えたりするなど、関係者と十分な連携を図り、必要な検査体制を確保すること。

⑥ 保健所の体制については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け事務連絡）及び「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け事務連絡）に基づき、保健所業務の重点化を行っていただき、重症化リスクの高い感染者に対する対応を行っていただくななど、地域の実情に応じて適切ご対応いただいているところである。また、「新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の保健所等の体制について」（令和4年4月4日付け事務連絡）に基づき、HER-SYS等システムの一層の活用を進めるとともに、外部委託や一元化を原則として体制を整備していただくようお願いしているところであり、連休時においては地域の医療機関も含め通常の夜間・土日と異なる体制が取られることが想定されるため医療機関等との事前の調整を行い、HER-SYSによる発生届の徹底や健康観察等の実施体制を確保し、さらに、保健所支援のための人材バンク（IHEAT：アイヒート）をより一層活用いただくななど、必要な体制確保に取り組むこと。

⑦ 医療提供体制の確保に係る地域の取組の一環として、新たな医療機関の開設や病床等の構造設備の変更等が行われる場合も想定される。その際の手続については「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）でお示ししているところであり、連休時においても当該手続に支障が生じないよう、必要な相談体制を確保すること。

また、医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく届出は省略して差し支えないこと。

#### （参考）

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

⑧ 「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた

対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和4年4月4日付け事務連絡）により、高齢者施設等における医療支援の強化をお願いしているところであるが、連休時においても、高齢者施設等からの連絡・要請に応じ、感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制を保持していただくとともに、高齢者施設等に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制を構築すること。

- ⑨ 感染拡大時における都道府県への本省職員及び地方厚生（支）局職員の派遣や都道府県間の広域調整の支援（他都道府県からの応援に係る調整支援等）、国の関係機関との調整（都道府県知事からの要請による自衛隊の災害派遣に係る調整等）など、必要な支援については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の地域支援班に相談されたい。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による支援要請を行う場合の調整要領について」（令和2年7月28日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652674.pdf>

以上